

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和6年7月5日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃひらくえーじえんと

②届出者氏名 株式会社 Hiraku agent
代表取締役 加藤 啓介

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-312805 (令和5年12月31日)
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ ひらくえーじえんと ----- 株式会社 Hiraku agent
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒141-0022 電話 070(1535) 1166
	とうきょうとしながわくひがしごたんだ ----- 東京都品川区東五反田二丁目5番2号501号室 -----
⑥適用開始・変更予定日	令和6年7月6日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8パレール川崎レッド館3F
社会保険労務士 神奈川県社会保険労務士会
作成
提出代行者 中宮伸二郎 TEL 044 244-9430



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;">0 円</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">70%</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">70%</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】</p> <p>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">70% (または 円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

13-ユ-312805

事業所の名称及び所在地 株式会社 Hiraku agent

東京都品川区東五反田二丁目5番2号THE CASK GOTANDA501号室